

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 2

許認可等の内容		特別障害者手当の受給資格の認定
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5
審査基準	関係条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第3項、第26条の2、第26条の4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第2項、第10条 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第14条
	基準 (未設定の場合はその理由)	支給認定については、次の基準により行う。 ・障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成30年4月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成26年3月31日最終変更）